

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する
規則（令和3年千葉県規則第101号）

1 改正趣旨

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号並びに令和2年12月25日付け社援発1225第7号厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、県の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年千葉県規則第32号。以下「施行細則」という。）について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 施行細則の別記第1号様式、第2号様式、第3号様式の押印欄を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年1月1日

※第2条第1項の改正については、令和3年12月28日